

まちづくり審議会への福祉のまちづくり検討小委員会（部会）の設置について

1 趣 旨

今後の福祉のまちづくりのあり方を示す福祉のまちづくり基本方針の改訂に関し、専門的見地からの調査・審議を行うため、まちづくり審議会に福祉のまちづくり検討小委員会（部会）を設置し、検討を行う。

2 検討事項

福祉のまちづくり基本方針の改訂

- ・ 現基本方針の達成状況の評価・検証
- ・ 新たな基本方針の方向性及び取組目標に係る検討

3 スケジュール

(1) 審議会

平成28年 2月 第2回まちづくり審議会（結果報告）

(2) 部会

平成27年 6月 第1回福祉のまちづくり検討小委員会
9月 第2回福祉のまちづくり検討小委員会
11月 第3回福祉のまちづくり検討小委員会

委員名簿

(敬称略)

氏名	役職等	専門
根本 敏行 (委員長)	静岡文化芸術大学大学院 文化政策研究科教授 (まちづくり審議会委員)	都市政策
柏木 輝恵	NPO法人シミズシーズ職員 (まちづくり審議会委員)	市民参加
北川 博巳	兵庫県立福祉のまちづくり研究所 主任研究員兼研究第一グループ長 (まちづくり審議会専門委員)	交通バリアフリー
相良 二郎	神戸芸術工科大学大学院 プロダクトデザイン学科教授 (まちづくり審議会専門委員)	ユニバーサルデザイン
糟谷 佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科准教授 (まちづくり審議会専門委員)	福祉住環境
中村 美津子	公益財団法人兵庫県老人クラブ連合会 副会長 (まちづくり審議会専門委員)	高齢者団体
岡田 和隆	公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会 理事長 (まちづくり審議会専門委員)	障害者団体
竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長 (まちづくり審議会専門委員)	障害者支援

福祉のまちづくり検討小委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 福祉のまちづくり基本方針の改訂に向けた検討を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、福祉のまちづくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉のまちづくり基本方針の改訂に関すること。

（委員長）

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

- 2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月9日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。